

## H アメリカ政治思想史研究の最前線

**報告者：**石川敬史（帝京大学）・谷澤正嗣（早稲田大学）

**討論者：**片山文雄（東北工業大学）・山岡龍一（放送大学）

**司会者：**小田川大典（岡山大学）

**世話人：**宇野重規（東京大学）・山岡龍一・小田川大典

参加者：約 50 名

本セッションは宇野氏、山岡氏、小田川らが中心に行なっているアメリカ政治思想史についての共同研究の一環として企画されたセッションである。従来、アメリカ政治思想史は、思想史研究において、必ずしも重点的な取り組みが行なわれてこなかった分野であるが、共和主義、立憲主義、プラグマティズム、リベラリズムについての研究が進むに連れ、その重要性はますます高まっている。本年度は、アメリカ政治思想史においてほとんど等閑視されてきたといっても過言ではない「初期アメリカ共和国における主権理論の模索」についての石川氏による報告と、横濱竜也氏（『遵法責務論』2016年）や瀧川裕英氏（『国家の哲学』2017年）といった気鋭の法哲学者に注目されながらも、その実像が掴みにくい「A・ジョン・シモンズの哲学的アナーキズム」についての谷澤氏の報告の後、討論と質疑応答を行なった。

石川氏の報告によれば、アメリカ合衆国における連邦の主権については、近年のゴードン・ウッドとエリック・ネルソンの論争にも明らかのように、いまだに見解が分かれている。本来、分割も分有もできないはずの主権を、州と連邦で分有しているというのが建国以来の一般的な見解であるが、この見解の問題点については、すでに建国期の段階でアレクザンダー・ハミルトンやジェイムズ・マディソンらによって指摘がなされており（『フェデラリスト』、15、16、17、38）、以来、連邦の主権を明確に理論化する必要性は、広く認識されていた。そして、石川氏は、トクヴィルの『アメリカのデモクラシー』第一巻の記述等を手がかりに、アメリカにおいては、連邦が、州との直接的な対決を回避し、諸個人を連邦の Public administration としての司法権の対象とすることによって、独自の主権理論の模索が行なわれてきたと結論づけた。

次に谷澤氏の報告によれば、「ひとは国家の法に、それが法であるという理由だけで、服従する義務（責務）があるのかどうか」というプラトン『クリトン』

以来の「遵法責務」（政治的義務）の問題について、政治哲学や法哲学の主流派は、そうした責務が存在することを様々なかたちで示そうと試みてきたが、それに対し、遵法責務そのものの存在を否定するのが政治理論としてのアナーキズムである。谷澤氏は、現在、もっとも影響力のあるアナーキズムの論者としてアラン・ジョン・シモンズの理論を内在的に再構成し、その哲学的アナーキズムが現代の主流派の政治理論に対して持ちうるインパクトについて考察を試みた。谷澤氏によれば、シモンズの基本戦略は、①〈社会は《国家に先立って＝国家なしにも》存在しうる〉という自然状態論と、②〈自然状態では個人は自由である〉という個人主義と、③〈この自由を個人が放棄するのは、そうしたいという自発的で明示的なサインを与える場合だけである〉という主意主義（同意理論）という三つのロック的なアプローチから構成されており、その基本戦略は、ロック的な前提に立脚するならば政治的責務は否定されるという哲学的アナーキズムであった。ただし、そこから導かれる政治的帰結は、必ずしも不服従や抵抗といった政治行動を伴う政治的なアナーキズムではない。シモンズによれば、哲学的アナーキズムの政治的帰結としては、①国家の権威についての理性的反省と、②遵法責務が否定された後も存在する、国家に服従する「理由」の解明と、③国家に対する不服従が許容される事例の解明などが挙げられる。（換言すれば、哲学的アナーキズムは、論理必然的に政治的なアナーキズムを帰結するものではない。）

質疑応答での議論は多岐に渡ったが、残念ながら、司会の能力不足もあり、その全体を十分にカバーできたとは言いがたい。以下では、その一部について、拙いメモを残しておくことにする。

討論者の片山氏からは、谷澤氏の報告について、シモンズの同意理論において、同意はどのように更新されるのか、過去の同意はその後の同意についてどの程度の制約を課すのか、同意のたびに規範が更新されることは混乱を招かないのかという質問があった。これに対し、谷澤氏は、シモンズの同意理論における「理性的反省」や「理性的な疑い」は同意内容の細部に渡るもので、人びとにとってはきわめてストレスフルなものであり、おそらくシモンズ自身は、自分の同意について——保険の特約条項を見直すように——常に詳細に見直すような、そういうひどく再帰的な人間像を想定しているのではないかと応答した。

山岡氏からは、石川報告に対し、主権の対外的条件と対内的条件を考えた場

合、連邦の主権は、独立戦争を遂行したという点で前者を十分に満たしていたが、州との関係において後者が不十分であったと問題の所在を整理した上で、主権の対内的条件を、立法権ではなく司法権に求めた点において、ボダンの意味での主権とは最初からその内実を異にしていたのではないかという質問があった。これに対し、石川氏は応答を留保した。

川本隆史氏（国際基督教大）からは、本セッションでの研究報告と日本の戦後思想との関連性について質問があった。石川氏も谷澤氏も応答を留保したが、少なくとも司会者にとっては、例えば立憲主義が比較的新しい話題として論じられている様子などをみるかぎりであれば（阪口正二郎氏の『立憲主義と民主主義』の刊行は2001年のことである）、日本の戦後の社会科学は、明らかにアメリカの政治思想史を軽視してきたのであり、アメリカにおける主権理論の模索や同意理論に依拠した哲学的アナキズムと日本の社会科学の対話は、まさにこれから着手されなければならない課題のように思われる。

井上彰氏（東京大）からは、谷澤報告について、シモンズは自然的義務の理論やフェアプレイ理論を現実の次元での破綻を根拠にして退けているが、彼の同意理論も現実の次元では破綻しているのではないかという質問があった。これに対する谷澤氏の応答によれば、おそらくシモンズは、列挙された理論をすべて理想理論の次元で批判しており、同意理論だけが理想理論の次元で破綻していないと考えている。そして谷澤氏は、非理想理論の次元で考えた場合に、シモンズが同意理論以外の考え方を採用する可能性もあるのではないかと付言した。

最後に、司会の不手際でお名前を記録することができなかったが、憲法学を研究している方から、谷澤報告について、シモンズは個別性（特定性）の問題（過度に普遍的な自然的義務の理論では、特定の国家の法を遵守する義務を説明できない）を根拠にして自然的義務の理論を退けているが、特定の国家の憲法が自然的義務の理論に基づいている場合はあるし、その場合、自然的義務の理論に基づいた憲法は、個別性の問題をクリアしているのではないかという質問があった。これに対する谷澤氏の応答は、シモンズの理論に従えば、自然的義務の理論は、特定の国家の憲法の正当性（その憲法が正しいこと）を説明することはできるが、遵法責務の根拠たる正統性（その憲法に従う義務が存在すること）を説明することはできないというものであった。

セッションHについての報告は以上である（小田川）。